

千歳市公立大学法人評価委員会運営要綱の一部改正について

1 改正の目的

千歳市公立大学法人評価委員会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度は **WEB** により開催している。

一堂に会しての会議開催が困難な状況が続くことを想定し、「書面による決議」を可能とする改正を行い、ケースに応じた決議の選択ができるようにする。

2 改正概要

(1) 委員会の決議の省略に係る条文の追加（改正後第2条）

評価委員会の議事について、会議を招集せず、書面又はeメールによる委員からの意見聴取により、委員会の決議とみなす（以下「書面による決議」という。）ことができる規定を制定する。

書面による決議を行うことができるのは、「緊急性」、「軽微な内容」及び「書面により内容が明確に示される」の3つの要件を全て満たす議事に限定する。

(2) 議事要旨等の公表（改正後第5条第2項）

書面による決議を行った議事についても、議事要旨及び使用した資料を公表する旨規定する。

3 改正日

令和3年1月18日